

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 ホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）のホームページに掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 本会のホームページに掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に関わるもの。
- (4) 誇大表示、不当表示その他不適切な表示があるもの。
- (5) 各種法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほかに、ホームページの公共性及び品位を損なうおそれがあると本会会長（以下「会長」という。）が認めるもの。

(掲載順位)

第3条 複数の申込者があるときには、先着順とする。

(広告原稿)

第4条 本会が取り扱う広告は、広告主が作成した原稿とする。

- 2 会長は事前に広告主に対し広告原稿の提出を求め、その具体的な内容に関して必要に応じ修正を求めることができる。

(掲載位置)

第5条 広告の掲載位置はホームページのトップページとし、掲載位置、順序は本会が指定する。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、天地88ピクセル、左右221ピクセル。画像はJPG、GIF、PNGのいずれかの形式。

(掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠につき6カ月6,000円とする。ただし、本会会員については、1枠につき6カ月5,000円とする。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添えて、これを会長に提出するものとする。

第9条 会長は、前条の申込みを受けたときには、速やかに内容を審査し、掲載の可否を決

定してホームページ広告掲載決定通知書（第2号様式1-1）、もしくはホームページ広告掲載不認証通知書（第2号様式1-2）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（掲載料の納付）

第10条 広告掲載料は、広告を掲載する決定通知を受けたもの（以下「広告主」という。）が会長の指定する期日までに一括して納付するものとする。

（広告主の責任）

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主が負担する。

（掲載の取消し）

第12条 会長は、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- （1） 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- （2） 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、会長がとくに広告掲載に支障があると認めるとき。

（広告掲載料の還付）

第13条 既に納められた広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載決定後、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、この限りでない。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、2020年11月1日から施行する。